

## 西宮市総合計画審議会 正副会長・部会長会（第2回）

日時：平成20年10月31日（金）

場所：西宮市役所東館大ホール

時間：13：30～14：13

辰馬会長　　大変お忙しい中をご参集いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、総合計画審議会の正副会長・部会長会を始めます。

前回第1回目の会議はもうかなり前になりましたが、それ以降は、皆さんそれぞれの部会で大変熱心に集中審議していただきました。本来なら、今日が総会のはずだったのですが、予定を超えて開催していただくなど、大変ご苦勞をおかけいたしました。

本日は、それぞれの部会での審議結果をまず、お聞かせいただきまして、来る総会に向けた取りまとめを行ってまいりたいと存じております。

どうぞよろしく、お願いを申し上げます。

では、それぞれの部会の審議結果について簡単に結構でございますので、各部会長からご報告をちょうだいいたしたいと存じます。

第1部会の川本部会長から、よろしく申し上げます。

川本第1部会長　　第1部会の川本でございます。審議経過についてご報告申し上げます。

第1部会は、7月29日に第1回の部会を開催して以来、10月の29日までの3カ月間で、7回の部会を開かせていただきました。その中で、本当に皆さん熱心に審議を行ってまいりました。

第1部会では、各部会共通の審議項目のほかに、基本計画各論まちづくり編の1、人権問題の解決から14、計画的・効率的な学校施設運営までを審議させていただき

ました。

当部会の審議内容は、資料の原案審議における意見書及び原案に対する修正案をごらんいただきたいと思います。第7回の取りまとめに当たりましては、答申案を修正案として取りまとめること。また、いろいろな意見を出していただきましたが、取り入れられなかった意見については意見書を出していただくということで、部会の皆様方には了承をいただいております。

以上でございます。

辰馬会長           ありがとうございます。

では、その次は第2部会でございますが、末川部会長よろしく願いいたします。

末川第2部会長           第2部会では、7月の28日に第1回の部会を開催して以来、昨日、第8回の部会を持たせていただき、3カ月で結局8回の部会を開かせていただきました。第1部会と同じように皆さんとても熱心で、どうしても時間が足りなくなりました。進行の拙さもあり、非常に時間が延びてしまったというところです。

第2部会では各部会の共通審議項目のほかに、基本計画まちづくり編の15から31まで、地域福祉の推進から、消費生活の安定と向上というところまで審議させていただきました。

第1部会と同じように、当部会の審議内容は、資料の原案審議における意見等及び原案に対する修正案をごらんいただけたら結構かと存じます。

そして、第8回の取りまとめに当たりましては、答申案を修正案として取りまとめること。それと、取り入れなかった意見を、意見書として提出していただくということで、皆様のご了解をいただいております。

以上でございます。

辰馬会長           第2部会は他よりも一つ多く開催していただきました。

末川第2部会長           ごめんなさい。

辰馬会長           それでは、今度は第3部会の都倉さんお願いします。

都倉第3部会長        第3部会の都倉でございます。

第3部会は7月の28日を第1回の部会といたしまして、昨日までに7回の会議を行い、熱心に審議していただきました。毎回、7割近い方の出席をいただきました。

各部会の共通審議項目のほかに、基本計画の各論まちづくり編の32、環境学習都市の推進から37の魅力的な市街地の形成までと。計画推進編の1、戦略的な行政経営体制の確立から4、健全な財政運営までを審議いたしました。

審議内容は第1、第2部会と同じでございます。昨日の第7回の取りまとめに当たりまして、答申案を修正案として取りまとめること、取り入れられなかった意見については意見書を出していただくことで、ご了解をいただいております。なお、意見書については附属資料につけるのではなく、最高裁判所の判例のように、少数意見として答申書の中に入れてはどうかという意見が、今日の申し送りになっております。

以上です。

辰馬会長        ありがとうございます。

今度は、田窪部会長さんの第4部会お願いします。

田窪第4部会長        第4部会の田窪でございます。

報告させていただきます。第4部会は、8月1日に第1回が始まりまして、昨日が第7回ということで開かせていただきました。皆さん本当に熱心に議論していただいて、ほぼ毎回、了解を得た上で時間延長いたしました。僕の進め方も今一つ、うまく進められないところもあり、辰馬会長がオブザーバーで来られた際も、完璧に1時間延びてしまい、申しわけなかったなと思っております。

しかし、それだけ皆さんは、熱心な意見を出し、意見交換をしてくださいました。第4部会は各部会共通審議項目のほか、基本計画の各論まちづくり編の38、大学との連携・交流から42の都市農業の展開まで、計画推進編の5、市税の賦課・徴収体制の強化から、9の市民窓口サービスの充実までを審議させていただきました。

当部会の審議内容は、原案審議における意見及び原案に対する修正案、この資料を

ごらんになっていただきたいと思います。

それで、昨日の第7回、部会としては最終の審議になりましたが、答申案を修正案として取りまとめ、また、取り入れられなかった意見は意見書を出していただくということで、皆さんにご了解をいただき本日ここに参加させてもらいました。

それと、もう1点、附属資料について市民への周知を図っていくべきであるという意見が、最後の取りまとめのときに出てまいりましたので、報告させていただきます。

以上でございます。

辰馬会長           本心に熱心にご審議をちょうだいいただきました。

私もオブザーバーで、それぞれ1回ずつしか出席できなかったのですが、大変ご苦労をいただいたことと思います。本当にありがとうございました。

今、資料を配っていただきました。これに関して、何かご説明がありますか。

田村総合計画担当グループ長           こちらの方は、本日の議事次第と、もう一つ1枚ものの第2回総会の議事日程案、それと合わせまして先ほど配らせていただきました資料です。こちらは、最後の各部会でお示しをした答申案の内容になります。

まず、答申の鏡とその次の第4次西宮市総合計画（原案）に対する修正案ということで、各部会でご審議をいただき、それを受けて修正いたしました内容を、原案との対比という形で、まとめさせていただいているものです。

先ほど、各部会長さんからご報告をいただきましたように、この内容で答申とさせていただくということを、各部会においてご了解いただいているものでございます。

そして、附属資料というインデックスを張っておりますものが、それぞれの部会審議の際にいただいたご意見とそれについての市の考え方を記させていただいたものです。そして、原案の修正に反映させていただきましたものにつきましては、備考で修正案のどのページであるかを、表記させていただいているものです。

そして、先ほど各部会長さんからご報告をいただきましたように、取り入れられなかった意見で、意見書が出された場合は、この附属資料の後ろに意見書という形でつ

けさせていただくということです。以上でございます。

辰馬会長        今の説明に対して、何かご質問等がございましたら。  
よろしいでしょうか。

では、答申案としては「原案に対する修正案」を答申とするということです。そして、「原案審議における意見書」を附属資料とすることについては、皆さんご了解ということでよろしいでしょうか。

そして、さらに意見書が提出された場合、その取り扱いは、附属資料につけて市に提出するのか、あるいは答申書に意見として入れていくのかという問題があります。それについてもう一度確認しておきたいと思います。都倉さんの方は、答申書に意見として入れることを、さっきおっしゃられていましたね。ほかの部会の皆さんのご意見はいかがでしょうか。

上田第2部会副部会長        ちょっとよろしいでしょうか。

答申は、修正案をつけて出すということですが、附属資料になると総合計画の冊子には入らないのですよね。そうすると、昨日が最後の部会だったのですが、最終場面でも財政の915億という数字をめぐって、いろんな意見が出てまいりました。最初から最後まで、この問題を引きずっているのですが、多くの委員さんの意見と市の考え方がなかなかかみ合わない。確かに、当初にあった基本計画の計画推進編第2章の部分が修正されてはいるのですが、それでも915億がいまだに残り、ひとり歩きしてしまうのではないかという意見がたくさん出されたにもかかわらず、それらは全部退けられています。

4日までに答申案に対する意見があれば、それぞれの委員さんが意見書として提出するということで確認しておりますが、その扱いはあくまでも附属資料の後ろにつけるということです。審議会委員としていろんな意見を言ってきましたが、それらが市民の目に全く触れないというのは、いかななものかということがあり、私もやはりこの答申案の中に入れ、きちっと市民の目に触れるような形で対応するべきではないか

と申しあげました。他の部会でもそういった話が出ているようなので、この正副会長・部会長会でその取り扱いを明確にさせていただけたらと思うのです。

第3次の時は、私ども共産党の審議委員だけが修正案を出したのです。修正案だったと思うのですが、意見書でしたかね。それは、かなり長い文書だったのですが、1行も第3次総合計画の冊子の中に入れておりません、全く市民の目には触れていないのです。その辺の取り扱いをきちっとしていただきたい。今回は大変熱心にいろんな意見も出されたし、意見書も上がってくると思われます。私も意見書を出したいと思っておりますので、その取扱いはきちっとしていただきたい。ほかの部会の皆様のご意見はどうでしょうか。

辰馬会長 附属資料の市民への周知についてということですね。

上田第2部会副部長 答申の本編に入れることにしてもらえたらと思うのです。冊子にまとめる際、少数意見というか、こういう意見がありましたよと。まとまった答申案の他にも、こんな意見がありましたということは、やはり知っていただきたい。知らせることも必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

辰馬会長 答申の中に、それを入れるということですね。それは、第2部会のご意見ですか。

上田第2部会副部長 私の意見です。要望として発言はしているのですが、ほかの方は、どうなのでしょう。

辰馬会長 川本さんのところは、どうでしたか。

川本第1部会長 第1部会は別にそういう意見は出ておりません。附属資料として意見書をつけると、それでいいということです。附属資料として扱っていただければいいということで、了承をいただいております。

辰馬会長 そうですか。

中川第3部会副部長 よろしいですか。私も、この附属資料の扱いがどうなるのかとても気になりました。それと、答申を受けた市が、今後どのように計画を作

っていかれるのか。昨日も、そういった論議が多少ありました。実際、その辺のことをもう一度、この正副会長・部会長会で確認したいと思います。

辰馬会長 田窪さんの方は。

田窪第4部会長 うちの方は、副部会長の方からお願いします。

八木第4部会副部会長 第4部会でも同じ趣旨の意見がありました。この附属資料はホームページ等で全て明らかにすること。少なくとも計画期間の10年間は、消さないで残すべきだと。それは、事実可能である。印刷物とかに限定したわけではありません。ホームページの場合は、データがあれば比較的簡単にできるので、この附属資料と新たに出てくる意見書等は、ホームページに掲載し周知させるべきだという意見が出ました。内々に聞きますと、可能ではないかという行政側のご返事でした。是非そうしていただきたい。今日、そのことを必ず発言するという約束をしていましたのでつけ加えておきます。よろしくお願いします。

辰馬会長 そのようにして、附属資料を市民へ周知するという考え方ですね。

八木第4部会副部会長 紙媒体となると量のこともあるので、ホームページであれば、十分可能ではないかと。それも、1年間ではなく、10年間いわゆる総合計画が活着ている限りは同じように掲載していくということです。

第4部会の皆さんに、それについての賛否を取ったわけではありませんが、全体的な雰囲気は、そのようにするべきだということでした。

上田第2部会副部会長 ただ、第2部会では、ITを活用した閲覧といいますか、パソコンから入っていくのは、市民だれもができることではないという意見があります。例えば、民生委員さんのご住所とお名前は、ホームページに載せていますという市側のお答えがあったのですが、市民の中には見られない人がたくさんいるので、そのような対応ではだめ、やはり紙媒体でも知らせるという両方の手段が必要だという大変強い意見がありました。

末川第2部会長 強いご意見でした。

上田第2部会副部会長           大変ご苦勞されたのですが、そういう点では確かに、パソコンを常に見られる方はそれで十分だと思いますが、必ずしもそうではないと。1冊の本にまとめれば、それはそれで完結なのですね。熱心に議論された皆さんのご意見が少数意見であっても、あるいは答申に反映されなかったとしても、やはりこんな意見もあったということを知らせる。それが実際、10年後にどうだったのかと。検証にも役立つと思うので、ホームページももちろん結構ですが、紙媒体も是非、検討してもらえたらと思います。

辰馬会長           私も、紙の方がよろしいですね。アナログ人間ですから。両方可能ですよね、それは。

都倉第3部会長           よろしいですか。

僕も、ホームページ、ホームページとよく言われますが、西宮市内の二十何万世帯の内、ホームページを見ることができる人は何世帯ぐらいだと思われませんか。幾ら、ホームページに公文書的なものを出しても、それを開いて見る人が何%なのか。それを考えれば、金額的なことでいうなら、例えばDVDなら1枚100円程度で作れます。

結局、開いて見る人が何世帯あるのか。必要なときに、パッと開ける人だけを対象にすれば、ちょっとサービスにむらが生じるのではないかと思いますけどね。

辰馬会長           皆さんからご意見をいただきました。

副会長さん、それぞれ何かございましたら。

安田副会長           今の本編に入れるというのは、どういう意味の本編ですか。

上田第2部会副部会長           附属資料でもいいのですが、附属資料は完成した総合計画の冊子に入らないということなので。

安田副会長           今ありますよね、審議における意見等というものが。これの扱いと、意見書の扱いがどうなのか。要するに、我々が相当の時間をかけて議論したのが、この附属資料ですよ。それよりも本編に近いというのは、いささか奇異な感じがするのです。意見書は多分、ご発言者の固有名詞が出た形になるのではないですか。

上田第2部会副部長            そうですね。

安田副会長            ですよね。審議における意見等の方は、固有のお名前は出ないですよね。でも、正式な委員として正式な時間内に意見したことですよね。ですから、その扱いは、いささか考えるべきではないかと思います。だから、附属資料の1、2という形があっても結構かと思います。それで、もし、そうなされるのなら表書きのところに、「原案を別紙のとおり修正されたい。」に次いで、意見等には本編に盛り込まない意見も入っているので、あるいは意見書と別紙資料1、2についても、実施に当たって十分参考にされたいということを、審議会として付記しておくことでもいいのではないかと思います。

私は、反対しているわけではなくて、この長い時間をかけたものより、最後に出てきたものの方がより重要だという位置づけは、いささか審議会としてはまずいのではないかと思います。

八木第4部会副部長            ちょっとお聞きしたいのです。私の解釈は、最終の部会が出た意見に対しては当局から返答ができないし、時間的にもう一遍総会までに議論する時間がない。本来ならば、昨日までにそれが出されるべきでしたが、時間的に無理だったと。そのため、各委員が意見を出すというふうに、私は解釈しています。別段、委員の名前が出なくても、いわば締め切り後に出されても、もともと、そういう審議の仕方が妥当かどうかは別問題として、そうしなければならないのであれば、この意見等の後に、名前を入れずにつける方法もいいのではないか。そうすることによって、どちらが重要かということがなくなる。

例えばAさんとBさんの意見が同じような内容であれば、それは一つの項目に括れ、今の問題もクリアできるのではないかと。本編の附属資料か、本編に入れるのかという議論の際に、それがネックになるのなら、そういった方法を取ればどうか。

附属資料の扱いは、紙媒体にしる、ホームページにしる、きちっと扱ってほしいというのが全体の感じなので、そうできる方法を考えていく必要があると思うのです。

辰馬会長           どうぞ。

田窪第4部会長       済みません、私の意見です。

先生が言われたように、名前をつけて資料に残すとなると。来年阪神が優勝するか、しないか、何位になるかという気軽なものと違い、ましてや10年間は、あんたの言うことが合っているのかどうか、正直言って監視されるようなものです。我々も審議会に出席しこれを審議していく中で、自分はこうだと思っても、ほかの方の意見を聞いていると、ちょっと間違っていたと。正直、そういう部分がありました。

だから、きのうも学識経験者の先生の話聞いていて、今の世の中の考え方はそういうことで、こういう結論が出されるのかということもありました。名前のある書面となると、責任を逃れようとは思っていませんが、しかし、その1枚が物すごく重大になるのではないかなど。あるいは、審議会委員でない方が、名前入りで意見を出すから、同じように載せてほしいということにならないか少し心配です。

だから、第4部会であった意見は、「10年間は目に触れられるようにしてください」ということであり、製本につけてくださいという意見ではなかったように思います。この場で皆さんがどのように解釈して、どのような結果になるかわかりませんが、第4部会としては、そういう市民の目に触れるような形にしてほしいと。それだけつけ加えておきます。以上です。

辰馬会長           どうぞ。

小林副会長       皆さんのご意見をお聞きして、私も思うのですが、10年というスパンが適切かどうかは、最初から議論があるわけです。それで、もっと荒っぽく言うと、決して今後10年間、この総合計画が行政の政策に対する束縛になるわけではないと思います。非常に慎重に議論したし、また、市当局としても、我々の答申案を重く見てほしいとは思いますが、現実の中では、どこまで縛りをつけることができるのか。

いわゆる将来に向けて、いろんなことを考えながら、政策提案の枠が決められると思うし、裏返しに言えば、やはり意見には力の制限というか、限界が当然あると思いつながら、答申に加わっています。

だから、常にこれは重く見てほしい。だれが市長になっても重く見てほしい。しかし、合わせてその時々々の社会情勢と、一番大事な政策の選択は何かという見識は、市長として常に持っていてほしいと願いながら、私は答申の議論に入っております。

辰馬会長            市民への周知という点でございますが、事務局の考えはありますか。  
新本総合企画局担当理事            よろしいですか。

一般的には、総合計画書の後ろに資料編を設け、いただきました答申内容をつけるのが通例になっております。本市の場合、第3次でもこういう形で答申をいただきましたが、印刷物としては表の鑑だけが掲載される形になっています。具体的な修正案は総合計画の中身に反映されているため、この鑑のページだけになります。答申書とあり、この答申書の中身が今言いますように、「別紙のとおり修正されたい。」となっています。その別紙はつけておりません。本市の場合は特に、先ほども言いましたように、原案に対しての修正案という形が答申になりますので、これを踏まえてこの冊子ができているということです。細かい資料は特に付けておりませんし、当然、附属資料も付けていないことになります。

先ほどからお話が出ておりますが、そういう意味では、仮に答申の中に意見が入っていてもページ数等の関係で、一般的に表に出るのはこの部分だけになりますので、そういう意味では答申の中に入る、入らないは同じ効果かなと思われれます。ですから、附属資料の方につけていただいても、もともと附属資料も今まで表に出していなかったということもございまして、そういう意味ではどちらにつけていただいても、いわゆる市民の目にどう周知するのかということについての取り扱いは、変わらないと考えております。

ただ、今ここでいろいろご意見をいただいております。それから、またインターネッ

ト等のいろんな情報媒体が出ておりますので、今後はこの答申の具体的な原案と修正案の比較や附属資料は当然市民に周知していかなければならないと考えているところです。

辰馬会長            その答申書の鏡のところに、市民への周知を図りたいと入れてはどうか思います。

新本総合企画局担当理事            ご議論をいただければ、市としても考えたいと思っております。

辰馬会長            その方がいいのではないかなと思います。

それに関していかがでしょうか。

わかりました。いろいろご意見をちょうだいしましたが、もう一度確認いたします。答申案は、原案に対する修正案、これを答申とする。原案審議における意見書を附属資料とする。ここまでは、よろしいですか。で、意見書が提出された場合、その取り扱いとして附属資料につけて提出するのか、答申書に意見として入れていくのかという問題で、ちょっと意見が分かれたと思っております。その辺の確認をもう一度いたしまして、最終的に私の方で結論を出したいと思えます。

いかがでございましょうか。

上田第2部会副部長            先ほど最初の説明で、意見書が出れば、附属資料の後ろに意見書として付けるということだったのですが、それは、最終的にマスタープランの冊子ができますよね。その最後の方には、答申の鑑だけが載る形になり、附属資料の中身を市民が見ようと思えば、例えばホームページはわかりませんが、紙媒体で見ようと思えばどんな方法がありますか。附属資料だけが別冊になるわけではないし、そのあたりはどういう形になるのか、もう一度お聞きします。

新本総合企画局担当理事            よろしいですか。

今考えていますのは、例えば第4次総合計画審議会における意見ということで、答申とは切り離して附属資料に、こういうご意見が出ましたと。だから、当然ホームペ

ージですと全部入れてしまいますから、答申書の次のページに、審議会において出た意見というものがずっと並び、意見書も並ぶ形になります。

だから、仮にそれを紙媒体にしたとき、計画書1冊にまとめるのか別冊にするのかになりますと、これはやはり別冊で考える方がいいと思っております。

上田第2部会副部長            そういうことなら、会長さんの名前で出される答申に、「附属資料」と書いてあるので、この「附属資料」はホームページ、あるいは別冊にまとめ、きっちりとたどっていけるようにしておいてもらいたい。これを見れば、取り上げられなかった意見があったことを知ることができるようにしてもらいたい。

辰馬会長            「市民への周知を図られたい」の一言を入れればいいと思います。

上田第2部会副部長            そうですね。

辰馬会長            それでは、まとめます。答申案は原案に対する修正案を答申といたします。原案審議における意見書を附属資料にすることも、皆様のご了承をいただきました。意見書が提出された場合の取り扱いですが、これは少し意見が分かれましたが、附属資料につけて市に提出するということがかなと私は思っております。

そして、今のお話の、市民への周知の件であります。答申書の鑑に「附属資料について、市民への周知を図られたい」という一言を入れる。こういう形でまとめたいと思うのでございます。異論のある方もおられるかと思いますが、ひとつご了承のほどをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

こういう方針で、来る総会に臨みたいと思っております。

それでは、続きまして、11月5日に総会がでございます。その進行についてでございますが、説明をお願いできますでしょうか。

田村総合計画担当グループ長            資料として、お手元に置かせていただいております西宮市総合計画審議会第2回総会の議事日程案、A4の1枚ものを置かせていただいております。そちらをごらんいただきますようお願いいたします。

まず、開会いたしました後、各部会審議の経過報告を各部長さんからご報告いただきたいと考えております。

そして、その次に経過報告に関する質疑を行い、4で答申書案のご審議をいただきます。意見書が提出されました際は、他の委員さんはその意見書を初めて見るようになりますので、提出者の方に趣旨説明をお願いしようと考えております。ただ、意見書がどの程度提出されるのかが少し読めないところもございます。全体としての時間の関係もございますので、意見、趣旨を説明していただく際は、一定の時間制限等をお願いしたいと考えております。

そして、ご説明いただきました後、答申書案についてのご審議をいただきたいと考えております。答申書案をご了承いただけましたら閉会し、その後すぐに答申を行っていただくという段取りで考えております。

大きくは以上でございます。

辰馬会長        そのような内容で、よろしいでしょうか。

特にございませんか。なければ、予定はこのようなところですかね。

新本総合企画局担当理事        確認事項など、事務局でお願いしている内容は以上です。

辰馬会長        それでは、お時間をちょうだいいたしました、あと総会を残すのみとなりました。本当に限られた時間の中で部長さん、副部長さんには、いろいろとご苦勞をおかけいたしました。改めて御礼を申し上げます。

総会につきましても、何とか円滑に終わらせていただきたいと思いますので、ご協力お願い申し上げます。

皆さんの方から、特にご発言がなければ、これで終了したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。副会長さん、よろしいでございますか。

それじゃあ、どうもありがとうございました。

( 終      了 )